

平成28年第4回  
利根町議会定例会会議録 第5号

平成28年12月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	清水一男君
企 画 財 政 課 長	飯塚良一君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	岡野寛之君
福 祉 課 長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課 長	大野敏明君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	武藤武治君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	寺田寛君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 5 号

平成28年12月12日（月曜日）

午前10時開議

- |       |                            |   |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第1  | 議案第56号                     | 平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について               |
| 日程第2  | 議案第57号                     | 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第3  | 議案第58号                     | 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4  | 議案第59号                     | 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                     |
| 日程第5  | 議案第60号                     | 利根町税条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第6  | 議案第61号                     | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第7  | 議案第62号                     | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第8  | 議案第63号                     | 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）                        |
| 日程第9  | 議案第64号                     | 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第10 | 議案第65号                     | 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第11 | 議案第66号                     | 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第12 | 議案第67号                     | 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第13 | 議案第68号                     | 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第14 | 議案第69号                     | 利根町教育委員会委員の任命について                             |
| 日程第15 | 議案第70号                     | 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について                       |
| 日程第16 | 議案第71号                     | 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について                   |
| 日程第17 | 諮問第1号                      | 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 日程第18 | 議員提出議案第2号                  | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書                      |
| 日程第19 | 議員派遣の件                     |   |
| 日程第20 | 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件 |   |
| 日程第21 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件       |   |

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号
- 日程第2 議案第57号
- 日程第3 議案第58号
- 日程第4 議案第59号
- 日程第5 議案第60号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号
- 日程第9 議案第64号
- 日程第10 議案第65号
- 日程第11 議案第66号
- 日程第12 議案第67号
- 日程第13 議案第68号
- 日程第14 議案第69号
- 日程第15 議案第70号
- 日程第16 議案第71号
- 日程第17 諮問第1号
- 日程第18 議員提出議案第2号
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（井原正光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

本日、議員から、追加議案、議員提出議案第2号が提出されております。

以上、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1，議案第56号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第

4号)の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第56号は承認することに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第57号 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は1名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

2番新井滄吉議員。

自席にてお願いします。

○2番（新井滄吉君） 私の質問する内容は、正直言って、取り下げた内容です。だけでも、その経過が大変私には解せないで質問をさせていただきます。

議員、あるいは町長、教育長、県下の町村の中で最下位という答申案が出ています。よく調べたら……（不規則発言あり）私としては、初日の議会の中で私の意見を言おうとしたら、その辺は……。

〔「議長、こういうのをやらせていいんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 続けてください。

○2番（新井滄吉君） 私は、正直言って……（不規則発言あり）

〔「議会の14条に抵触しますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） ちょっと静かにしてください。

○2番（新井滄吉君） 議会運営委員会で提示されて、急に引き下げたんですね、内容を。それが私は経過が納得できないんです。その答申案の中で、どうも行政のほうがミスリードしたのではないかと思うんですけども、町長、教育長、議員、県内の町村の中で最下

位だと。私が調べた中では最下位じゃない……（「何号ですか、これ」と呼ぶ者あり）56, 57, 58です。これは撤回のあれですよ……（不規則発言多々あり）

〔議長、許していることがいいのか……〕と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） まだ何については聞いていませんから、ちょっと静かにしてください。前段の部分ですから。

○2番（新井滄吉君） この答申案の中で、町長、教育長、議員の報酬が県内の町村の中で最下位という答申が出ている。これよく見ると、どうもこのベースの審議内容は行政が出しているんですね。どこで出したのか、まず1点。

それから、最下位という内容は、議員は確かに最下位です。だけど、町長、教育長の報酬は県内の町村の中で最下位ではありません。ですから、こういうふうにして……（「そういうことは関係ないだよ」と呼ぶ者あり）審議委員会に討論するベースの資料を出しているのは行政なんですよ……（「それに対してあなたは何を聞きたいの」と呼ぶ者あり）聞きたいのは今から言いますから……（「何号の質疑なんですか」と呼ぶ者あり）57, 58……（「議案に関係あんめえよ」と呼ぶ者あり）確かに取り下げましたよ、内容は。だけど、経過が問題です。取り下げた理由が、福祉の関係の予算で……（「それは説明したっぺよ」と呼ぶ者あり）いや、説明をしても……（「人の説明聞いて、納得しないとだめだよ」と呼ぶ者あり）そんな、私はわからないから聞いているんです。

じゃ、私は具体的に聞きます。境町が、利根町の現在の町長の報酬より低いんです。それから、教育長も境町の報酬は低いんです。それでこの下げたのは、議員の中で、私はこの問題について質問すると言ったんですよ。その2日後ですか、取り下げの説明があるとか何とか言い出したんですよ。私はそこに不信感を持っているんです。確信があるんだったら、福祉の関係の……（「質疑だから自分の意見はだめだ」と呼ぶ者あり）了解。

そこで、なぜ……（「議長が悪いんだよ。いつまでやらせておくんだ」と呼ぶ者あり）だったら、私は、初日の議案提案に……。

○議長（井原正光君） 新井議員、質疑の内容が人事院勧告と報酬審議会の関係についてということでの質疑なので、それに絡ませて質疑してください。

○2番（新井滄吉君） 申しわけありません。

○議長（井原正光君） 取り下げを強く面前に出さないで、あなたの質疑は人事院勧告と報酬審議会の答申についてこの議案とどういう絡みあるんですかという質疑なので、そのことについてもう少し質疑してください。

〔本人わかってない〕と呼ぶ者あり〕

○2番（新井滄吉君） 私は、本人わかってないじゃなくて、こういうふうにミスリードするような行政が審議委員会に提案した、で、その内容を具体的に、本当に県内の町村の町長、それから……（「いや、終わった」と呼ぶ者あり）終わってないよ、私は納得しないんだから。だから私は、本会議でこれを質問する、許すというからストップしたんです。

だけど、こんなでたらめな審議会にミスリードするようなベースの資料を出したのは誰か、どこを根拠に出しているのか私は聞きたい。一番低くないんですよ。議員の報酬だけは低かった。ところが、町長も教育長も一番低くはなかった。そういう答申を出すような、ミスリードするような行政は何だと私は聞きたい。

○議長（井原正光君） 何を聞きたかったんですか。報酬審議会の委員についての議案ではないので、この議案は人事院勧告と関係する議案なので、人勧に対する質疑をしてください、中心に。

○2番（新井滄吉君） 私は、だから行政の提案を受けたんですよ。あの場でやりとりしたら、にっちもさっちもいなくなる。

○議長（井原正光君） 人勧に関する質疑じゃないんですか。

○2番（新井滄吉君） そうじゃないです。

○議長（井原正光君） じゃ、その質疑は認められませんね。

〔「今までやらせておいて、それはみっともないぞ」と呼ぶ者あり〕

○2番（新井滄吉君）（「関係ないやつやっている」と呼ぶ者あり）それはおかしいです。議会運営委員会で……。

〔議長、休憩動議〕と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 5番新井議員。

○5番（新井邦弘君） 関係ない質疑を10分ぐらいしゃべっているの、休憩させてください。その動議を提案します。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時18分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 議案に関係ないという意見が多いんですけども、私はこの議会冒頭で、議運委員会にも提案したのに急に撤回したんですね。私が質問する、私以外にもどうも質問者が出るということで、その撤回の理由が……（「同じことだよ」と呼ぶ者あり）私は納得してないんです、正直。でも、そういう審議会をミスリードして……（「動議出せよ」と呼ぶ者あり）動議、何で。それよりは……（「同じこと」と呼ぶ者あり）同じこと。そのミスリードするのをチェックできない議会なのか、私はそう考えます。

それで、町長、あるいは教育長は決して最下位ではないのに……（不規則発言あり）人事院、わかりました。わかった上で質問しているんです。というのは、自分で頑張ったらこの議会が議案説明に入れなかったからです。私は質問は許されていると理解して進行を認めたんです。ですから、こういうミスリードは、今後はしてほしくない。これ意見だと

言われるけれども、議運を開いて討論して、その質問をすと言ったら、撤回の理由も福祉法案、それもはるかかなたに国のほうでは方針が提案されているのに、急にそれをもっともらしく出してきた……（不規則発言あり）わかっています。私はあえて言っているんです。そういうことで、だめだけでも……（「そうだ」と呼ぶ者あり）了解。しかし、今後はこういうことをやってほしくないということです……（不規則発言あり）同じことだ、そのとおりです。私は理解できてないから質問しているんです。議運委員会で扱ったあれが……（「廃案になっちゃったんだから」と呼ぶ者あり）廃案は、どうかした……（不規則発言あり）

○議長（井原正光君） 新井議員，質疑に戻ってください。通告した質疑の内容に戻ってください。

○2番（新井滄吉君） そういうことで、決してこの内容を納得しているわけではないけれども……（不規則発言あり）

○議長（井原正光君） 質疑に戻って質疑してください。通告したとおりに質疑をしてください。

○2番（新井滄吉君） じゃ、形だけ終わりにします……（「何ですか、形だけ」と呼ぶ者あり）いや、本音です。私は口先だけで納得するとかしないとか言わないです。私は本音しか言わないから。

ここにありますがけれども、一番最下位の議員は取り下げ、そして人事院勧告で云々かんぬん、だから……。

○議長（井原正光君） もう一度新井滄吉議員に申し上げますが、通告した質疑に戻ってください。でないと発言を全部取り消しますよ。もう一度言います。質疑の通告に従って質疑をしてください。

○2番（新井滄吉君） じゃ、そのとおりに。審議会に提示した説明資料、それから人事院勧告との関係について伺います。これは書いてあるように、この答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは、人事院勧告と報酬審議会の答申との関係というご質問でございますけれども、まず、特別職報酬等審議会の答申は、利根町特別職報酬等審議会条例第2条により、町長は、議員の報酬の額、町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに、あらかじめ審議会の意見を聞くものとされておりますので、その審議会の意見が特別職報酬等審議会の答申でございます。

しかし、今回の条例改正は、町長の期末手当の支給率の改正でありまして、議会初日の補足説明の際にも説明しましたがけれども、平成28年8月に提出された人事院勧告により特別職の職員の給与に関する法律が改正され、特別職の国家公務員の期末手当の支給率が改定されたことに伴い、国に準じて町長の期末手当の支給率に関する規定を改めたいので提

案したものでございます。

このように、人事院勧告と特別職報酬等審議会の答申を受けての改正は、それぞれ改正する内容が異なるものでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 質問終わります。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第57号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第58号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 先ほどと同じなんですけれども、言わせてもらいます。

審議会のミスリードをした行政の責任を私は感じます。ですから、その辺はなぜこういう質問が出るのか、行政の答弁を求めます。なぜ私がこんなしつこくこのことと言っているのか、議会運営委員会に提出した議案が、急遽、寸前に撤回される、その辺のあれを、私が誤解というよりは正解ですよ。この表を見ても決して最下位ではない。議員だけは最下位だけ。そのことに対して私は、納得する議員もいるかもしれないけれども、私は納得できないんですよ。こういうミスリードするような資料を審議会に出すような行政を、正直言って。なぜそんなことするのかと。最下位だったら最下位でいいんですよ……（「そ



れは58号とは全然関係ないですから、新井議員が理解してないだけなんだ」と呼ぶ者あり) まあ、そういうことです。行政は、なぜ私がこういう質問するようになっているのか見解を求めます。

○議長（井原正光君） 新井議員の質疑の通告書とずれておりますので、執行部は答弁する必要はありません。もう一度言います。この通告書に従って質疑してください。もういいですか。

新井滄吉議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第58号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第59号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第59号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第60号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第61号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、質疑をさせていただきます。

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、現在、中学生まで医療費を無料にしております。これは大変よいことだと思いますが、61号の議案は高校生まで医療費を無料にするという議案でございますので、これについて質疑をさせていただきます。

まず1点目は、現在、高校生は何人ぐらいいるのか。次に、この専門学校に通っている人、専門学校と私ここに書いてありますが、中学校を卒業して専門、職業ですか、そういう子もいると思うんですよ。それを差しております。その場合は対象になるのか。それから、予算額どれぐらい見込んでいるのか、財源はどこから出すのか、この3点よろしくお

願います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） それでは、若泉議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の改正によります医療費助成の対象者拡大は、高校生だけではなく、高校生相当として年齢で分けておりまして、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義しております。したがって、学生であってもなくても、高校3年生相当の年齢まで医療費を無料にするものでございます。

ご質問の1点目、現在、高校生は何人いるのかでございしますが、高校生相当年齢で申し上げますと、本年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに、来年度高校生相当となる中学3年生の15歳から高校2年生相当の17歳までを抽出しますと402人でございます。その後若干の増減はございますが、おおむね対象となる人数として捉えております。

次に、2点目、専門学校に通っている人がいる場合は対象になるかでございますが、ただいま申し上げましたとおり、学生に限定しておりませんので、高校3年生相当の年齢まで対象でございます。高等専門学校、高専は高等学校と同じく中学を卒業した方が入学することができる5年一貫、商船学科は5年6カ月でございますが、この5年間のうち高校3年生相当年齢までの方が対象となります。ですので、年齢でということになります。

次に、予算額はどれくらい見込んでいるのか、また財源でございますが、今回の医療費の無料化を高校生相当まで拡大した分の予算の見込みでございますが、現在、平成29年度の予算編成中でありまして、現時点での見込み額で申し上げますと、平成27年度、昨年の決算ですが、その中学生分の医療費助成の決算額を参考として捉えておりまして、380万円程度を見込んでおります。高校生相当まで医療費を無料化している自治体の例を見ますと、高校生相当年齢の方は、中学生のときより一般的に医療費が少なくなる傾向にあるようですが、初年度でございますので、中学生分の医療費助成の実績額を参考に見込んでおります。

次に、財源でございますが、本年10月から、茨城県の補助対象となる小児と妊産婦の所得制限が大幅に緩和されました。これにより、これまで町単独で全額助成していた方が県の補助対象に移ることから、町の負担、持ち出しが少なくなることによって、平成29年度の県の補助見込み額を今年度より約370万円増で見込んでおります。補助対象医療費の自然増による増額の要因もございしますが、おおむねこの分で、今回、高校生相当まで医療費の無料化を拡大した分の財源手当てができるものと考えてございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくわかります。それで、1点目の高校生は何人いるかということですが、今回無料化にするのは年齢でいくんだと。私は高校生とばかり思っちゃって

いましたから、年齢でいくんだということなので、この点についてお伺いしますが、中学校は義務教育で卒業して、その中で大体の方が高校へ行きますよね。その中で就職する方もいますよね。その就職する方はどうなのか、その辺がちょっとわからないので、その辺詳しくお願いしたいと思います。

それから、もう1点の専門学校、これは当然その中に含まれますから、わかりました。予算額も、今、課長が言われたとおりよく理解しましたので、その1点目の再度私が質問した点だけお願いします。

○議長（井原正光君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） ただいまのご質問の就職した場合でございますけれども、就職しましても、18歳、高校3年生相当までは町のほうで医療費を面倒見るということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） そうしますと、普通の会社等に就職しますと、当然、健康保険というか、保険制度には入ると思うんですよね。その辺の絡みがどうなるのか、ちょっと私はよくわかりませんが、国民健康保険というのにはあり得ないと思う、就職すると普通の企業の保険に入るとは思いますが、その辺はどのような絡みになりますか。

○議長（井原正光君） 武藤保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（武藤武治君） 就職しましても、社会保険でも国民健康保険でも、保険には関係なく、高校3年生相当までの医療費を助成するというところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第61号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（井原正光君） 日程第7，議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって，議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第8，議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に対し，質疑通告している議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により，10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは，1点のみ質疑をさせていただきます。

利根町一般会計補正予算（第5号），4衛生費で，塵芥処理事業1億5,456万1,000円でございます。目2の塵芥処理費，これは長寿命化のためとの説明がありましたが，これ詳しくお願いしたいと思います。もう一つ，これは単年度の事業なのか，それとも数年かかるのか。

次，負担金について，龍ヶ崎市，河内町の負担金はどのくらいなのか，わかりましたらお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは，若泉議員の質問にお答え申し上げます。

款，衛生費，項，清掃費，目，塵芥処理費の塵芥処理事業の補正でございます。一つ目の長寿命化の説明を詳しくということでございます。

これは、平成26年度から3年間継続で実施しております、くりーんプラザ・龍の基幹的設備改良工事費に係ります龍ヶ崎地方塵芥処理組合の一般会計予算の財源変更による構成市町の塵芥処理組合負担金の補正でございます。

塵芥処理組合予算の変更といたしましては、当初、その工事費を起債で計上しておりましたが、震災復興特別交付税の措置対象になりましたので財源を変更するもので、それに伴いまして、塵芥処理組合を構成する3市町の歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

つまりは、利根町の場合でございますと、国から1億5,456万1,000円が震災復興特別交付税といたしまして入ってきます。その分を塵芥処理組合へ工事費の負担金として支出するものでございます。

二つ目の単年度事業なのかというご質問でございますが、これは平成26年度から27年、28年と3年間継続で行っている事業でございます。平成26年度には、屋根の防水、外壁の防水塗装やタイル交換を行いました。昨年27年度は1号系の設備の改修でございます。焼却炉から灰溶融炉までの設備の改修でございます。今年28年度は2号系の設備の改修で、1号機同様、焼却炉から灰溶融炉までの改修工事でございます。

3点目の負担金について、龍ヶ崎市、河内町はどのご質問でございますが、まず、龍ヶ崎市でございますが、負担金全体の70.98%でございます。金額が6億1,220万6,000円でございます。河内町が、11.1%で9,573万8,000円でございます。利根町が、17.92%でございます。1億5,456万1,000円でございます。合計で8億6,250万5,000円でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 内容はよくわかりました。1点のみ改めてお伺いしますが、事業は平成26年度から28年で終わるということですが、そうしますと、この後しばらくの間は、長寿命化の補修とか修理とか、そういうものはやらなくても済むのかどうなのか、その1点だけお願いします。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） お答えいたします。

この大規模改修工事をやることによりまして、細かいところには何かあるかもしれませんが、炉関係、外壁関係に関しましては、一応15年間はもつという試算でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）、6ページの第2表で繰越明許費、款9の教育費、項、小学校費、ここで小学校建設事業、国庫補助がついたということで、年度内に終了しないため8,674万3,000円を繰越明許にするんだということですけれども、国庫補助について、工事の内容、完成の時期等についてもうちよっと詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

寺田学校教育課長。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、石井議員の議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）、第2表繰越明許費、款9教育費、項2小学校費、事業名小学校建設事業に対する質疑についてご説明申し上げます。

これは文間小学校屋内運動場大規模改造事業に係るものでございまして、平成28年度内に事業が完了できないことにより繰り越しをするものでございます。

この事業は、国庫補助金の学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業であります。本来であれば、平成28年度当初に国庫補助事業として認められ、事業を進めてまいりまして、今年度中に完了する予定で考えていたところでございますが、国の当初予算に認められなかったことから事業執行が進められず、現在、足踏み状態となっているところでございます。

このような状況でしたので、布川小学校と利根中学校の大規模改造事業と同様に、文部科学省に要望活動が必要であると判断いたしまして、国庫補助事業として事業採択をしていただき国庫補助金を交付していただくよう、6月23日に文部科学省に要望活動を行ってまいりました。

文部科学省には、町長、教育長で赴きまして、文部科学大臣を初め、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官などに要望書を提出しお願いをするとともに、大臣官房・官房長に直接面会をさせていただき、文間小学校屋内運動場の写真をお見せして、老朽化した現状の説明をしてまいりました。

官房長は、ここ数年全国から教育施設に関する補助の要望が多く寄せられており、今年度も約半分程度しかその要望に応えられない厳しい状況にあることや、まだ残っている東日本大震災の震災関連や耐震補強、4月に発生した熊本地震の対応など、優先度、緊急性の高い事業から進めていかなければならない状況にあるとのことでございました。

このような厳しい状況とのことでございましたが、丁寧に文間小学校の状況につきまして粘り強く話をさせていただきまして、利根町の実情についてはよく理解しましたので、努力をさせていただきますとのお話をいただくことができました。

このような努力のかがありまして、国の補正予算に組み込んでいただき、文部科学省から県を通じて、11月16日に国庫補助金の交付決定をいただくことができました。

今回の補正予算を可決させていただきましたら、今後契約手続を進めていきまして、来年2月に仮契約を締結し、3月の議会定例会に契約締結の議案を上程していきたいと考えております。

工事の概要でございますが、老朽化した外部の屋根改修、外壁改修を行います。また、内部改修につきましては、アリーナ、ステージの床の改修を行います。それから、体育器具の改修としましてバスケット装置の改修等を考えております。また、トイレの改修、

それから照明器具の改修としましてLED化を進めていきたいと考えております。

これらの工事を施工してまいりまして、秋ごろには工事が完了できると考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第63号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第64号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---



○議長（井原正光君） 日程第10，議案第65号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第65号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって，議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第11，議案第66号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第66号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって，議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第12，議案第67号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第68号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第69号は同意することに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第70号は同意することに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は2名です。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、質疑させていただきます。

議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、これは3年前初めて指定管理の選定について行ったわけですが、そのときには、たしか3団体が計画書を提出したと記憶しております。今回は、説明によりますと、1社のみということなのですが、そこで質問させていただきます。

今現在、指定管理者になっている取手の業者、なぜこの計画書を提出しないのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

3年前の平成25年12月議会におきまして、布川地区コミュニティセンターの指定管理者の選任の議案につきまして、さまざまな議論があったと記憶をしております。

今回の指定管理者の募集に当たりましては、平成28年8月から募集を開始しまして、応募はシルバー人材センターのみの1団体でありました。現在、指定管理をしております会社からの申請はありませんでした。

申請しなかった理由でありますけれども、株式会社でありますので、利潤の追求を目的としていますので、この指定管理の受託では会社としての利潤が追求できないので、今回申請しなかったと聞いております。

具体的には、指定管理の社員の手間がかかる割には対価が低く、会社の営業方針にそぐわないということでもあります。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） お尋ねします。

議案第71号、議案名が布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、参考資料の2ページ目から4ページ目、コミュニティセンターの管理運営に関する事業計画書の内容についてお伺いいたします。

この事業計画書の中で、4番の新事業案、これは地域の方々が集う場所としての推進に寄与すると思われまます。この新事業案についてですが、歳出のどの項目に反映されているのでしょうか。つまり、事業で発生する諸費用はどの項目で賄うのでしょうか、お聞かせください。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） お答え申し上げます。

今回の布川地区コミュニティセンター指定管理者の応募に際しましては、資金計画書の

提出をお願いしておりました。この資金計画書につきましては、歳入2項目、歳出19項目で作成をお願いしておきまして、町で個別の金額と委託料の総額の目安を提示しております。歳出総額がこの目安の金額を超えない範囲であれば、町が示した歳出項目以外の項目を設定してもよいことになっております。

今回、利根町シルバー人材センターでは、町が歳出で示した19項目以外に、独自に設定項目としまして手数料及び管理料の2項目が設定をされております。独自設定項目として新事業関係の費用計上がないことから、ボランティア等の協力を仰ぎまして、予算をかけずに工夫して事業を実施すると聞いております。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑が終わりました。

以上で、議案第71号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第71号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、古田吉光氏が適任であると答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は古田吉光氏が適任であると答申することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開を11時20分とします。

午前11時09分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

---

○議長（井原正光君） 日程第18、議員提出議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

坂本啓次議員。

〔7番坂本啓次君登壇〕

○7番（坂本啓次君） 議員提出議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者	利根町議会議員	坂本	啓次
賛成者	同	若泉	昌寿
賛成者	同	船川	京子
賛成者	同	石山	肖子
賛成者	同	新井	滄吉
賛成者	同	石井	公一郎

続きますので、提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後、生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取

る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとする事で、議員を志す新たな人材を確保することにつながっていくと考えております。

この意見書への議員皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

次に、意見書文を読み上げます。

#### 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きく問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月12日

茨城県北相馬郡利根町議会

なお、意見書の提出先は、記載のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上です。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井原正光君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

---

○議長（井原正光君） 日程第20、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。



お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

---

○議長（井原正光君） ここで、龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋一男議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員高橋一男君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（高橋一男君） 皆さんこんにちは。それでは、報告いたします。

龍ヶ崎地方衛生組合では、11月1日に組合議会定例会、11月9日、10日、11日に視察研修が行われました。

まず、組合議会定例会では、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合行政不服審査に関する条例について、これは、行政不服審査法が改正されたことに伴い必要な事項を新たに条例として定めるもので、行政不服審査会の設置や書面の交付に関する事項などを定めるものがあります。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例、これは、行政不服審査法に改正されたことに伴い所要の改正を行ったものです。

次に、議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合議員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、これは地方公務員法の改正に伴う改正が主なもので、勤務時間、休暇等に関する条例及び特別勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合特別職報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これは、議案第1号に定めた行政不服審査会委員の報酬について定めたものであります。

いずれの条例も可決いたしました。

次に、議案第5号 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額5億5,841万6,675円に対し、歳出総額5億1,435万5,047円、繰越明許費200万円を含む歳入歳出差引額4,406万1,628円については、平成28年度へ繰り越しとなるもので、質疑の後認定されました。

次に、議案第6号 平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算に7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,759万3,000円とするもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金について、起債償還金である建設費については人口割30%、均等割10%、実績割60%、一般経費分については均等割5%、実績割95%とすることで、全会一致で可決されました。

次に、報告第1号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方公務員法改正に伴う改正と昇級の基準に関する経過措置について定めるものであります。

次に、報告第2号 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)、これは27年度予算の一部について繰越明許費の設定を行ったもので、いずれも全会一致で承認されました。

次に、報告第3号 和解に関することについて、これは、昨年11月に起きた公用車の事故について損害賠償額が決定し、和解が成立したことについての報告であります。

最後に、報告第4号 平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、これは、平成27年度に係る総務費の歳出予算の経費を平成28年度に繰り越して使用することとしたため、地方自治法施行令第146条第3項の規定に基づき報告を受けたものであります。

続きまして、議員視察研修では、議員19名、組合事務局職員3名、総勢22名で、沖縄県宮古島市エコアイランド化の概要及び東部清掃施設組合汚泥再生処理センターの運転管理等について視察を行ってまいりました。

目的としては、まず、宮古島市の環境モデル都市計画に基づくエコアイランド化の概要や次世代エネルギーパーク関連施設の研修を行い、積極的な環境行政の参考にすること、さらに、東部清掃施設組合汚泥再生処理センターが行う、し尿及び浄化槽汚泥の処理管理運転における衛生事務等についての研修を行い、広域衛生及び行財政の進展及び運営の参考にすることです。

宮古島市は、沖縄本島の南西に位置し、六つの島から構成され、総面積は204.5キロ平方メートルで、78%を宮古島が占めております。豊富な自然や景観資源を有する一方、水に関する問題や食料、エネルギーを島外に依存している状況にあるため、緊急な社会資本整備や産業経済活動の活性化などにより、自然環境への負担が地下水や海洋汚染等にあらわれるようになり、市民から環境保全の必要性が訴えられるようになってきました。こうした背景のもとに、2008年にエコアイランド宮古島宣言を行い、継続可能な島づくりに取り組むこととし、2009年環境モデル都市として認定を受けております。

東部清掃施設組合汚泥再生処理センターは、同組合が運営する西原処理場の老朽化が進んだため、新しい汚泥再生処理センターとして計画されました。

視察研修では、まず1日目は、宮古島市にてメガソーラー実証研究施設、地下ダム資料館を視察、2日目は、エコアイランドPR館にてエコアイランド宮古島の概要について説明を受け、その後バイオエタノール生産設備視察を行いました。

視察研修中には、終始多くの議員からさまざまな質問が出され、活発な意見交換をすることができ、大変有意義な視察研修となりました。

以上、報告終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

次に、県南水道企業団議員から、企業団議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

若泉昌寿議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員若泉昌寿君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（若泉昌寿君） それでは、県南水道企業団の研修報告を行います。

去る10月20日木曜日、21日金曜日の2日間にわたり、長崎県佐世保市水道事業の取り組み状況を視察してきました。参加した人数は、企業長初め、各市町村の長、議員10名、職員4名の18名でございます。

午後2時より、佐世保市役所4階全員協議会室において研修を行いました。まず、谷本水道局長の歓迎の言葉をいただいた後、水道の概要の説明をいただきました。

現在の佐世保市の人口は25万1,343人、管路延長は1,800キロメートル、配水池は260カ所、ポンプ所も186カ所と大変多い施設となっております。

佐世保市の水道の始まりは、明治36年4月1日海軍水道の分与を受け、人力により水の配給が始まったそうでございます。明治40年9月に全国10番目の近代化水道として給水を開始し、その後昭和25年に制定された旧軍港市転換法に基づき、水道施設が市に移管されることになり、軍、市で運営していた水道は、市の水道として一本化されました。

佐世保市では、創設期から終戦まで1期から4期の拡張事業を行い、終戦後は5期から8期までの拡張工事を完成させ、現在は9期目の拡張工事を行っております。

佐世保市の地形は、山あり、平地があり、また島も多くあり、特に地すべりする箇所もあるので、苦勞していると言っております。その上、配水池、ポンプ所も数多くあるので、施設の管理、修理等が苦勞の一つとなっているそうでございます。しかしながら、これからも市民に対し安全で安心して毎日水を送ることが水道局職員の役目だと、意気込みを感じました。

このたびの研修で、佐世保市水道局と県南水道局では地形、施設等の違いはありますが、利用者に対し安全で安定した水道を供給しなければならぬと改めて痛感をいたしました。これからも県南水道局の議員として頑張らなければと思いつつながら、無事に研修が終わりました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

次に、11月19日議員視察研修の報告について発言を求められておりますので、これを許

します。

石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 平成28年11月19日土曜日、議員6名と議会事務局員3名が、茨城県の北部で開催されたKENPOKU ART 2016 県北芸術祭、9月17日から11月20日の65日間開催された芸術祭です。私たちは、主に山側の常陸太田市、常陸大宮市、久慈郡大子町エリアを視察いたしました。

この芸術祭は、風光明媚な県北地域の自然と食、地場産業等の地域資源の潜在的魅力をアートの力を介して引き出すことにより、新たな価値の発見を図るというコンセプトのもと行われたものです。かつて岡倉天心や横山大観らが芸術創作活動の拠点とした五浦海岸、ブルガリア出身の芸術家クリスト氏のアンブレラ・プロジェクトで世界の注目を集めた里山など、県北にはたくさんの歴史とイベントがございました。独自の気候風土や歴史、文化の地での新しい試みでございました。

今回の県北芸術祭は、県北の5市1町（日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町）のエリアにおきまして、会長は橋本昌茨城県知事、副会長は各市町長のもと、20の国と地域より参加、作品数はプロジェクトを含み約100であったとのことでございます。

総事業費6億6,000万円のうち、県は4億7,000万円を負担いたしました。ディレクターなどの人件費、作品制作費、アーティストの滞在費などを含めた企画制作費が、事業費のうち4億7,100万円を占めたということでございます。

11月24日の県知事定例記者会見要旨によりますと、総来場者は77万6,000人、このうち有料の8会場では来場者が延べ約21万9,000人、途中で来場された方々3,437人ほどにアンケートをした結果としては、県外が28.4%、県内が71.4%となっているという集計でございます。年代別に見ますと、30代で18.5%、40代が20.9%、50代が18.8%、60代以上は26.8%ということで、各年齢層が平均的に来場、また、女性が61.3%、男性が38.4%という結果だということです。

国内におきましては、瀬戸内国際芸術祭（香川県）、大地の芸術祭（新潟県）など、現代アートを地域活性化の手段として活用するのは各地でブームになりつつあります。

この中で、この県北芸術祭は1回目としては成功に終わったとの認識との知事の見解です。そして、トリエンナーレ、3年に一度の形式とありますが、その形式で継続開催も視野に入れているとのこと。経済波及効果については、まだ発表されていません。

今回の芸術祭では、1,200人から1,300人のサポーターがさまざまな形で運営に協力したとのこと、市民参加型の運営状況を拝見してきました。

茨城県観光物産課のフィルムコミッション推進の一つである大子町の旧上岡小学校は、ドラマや映画のロケ地として大変有名です。明治時代からの校舎を維持管理、公開してい

る上岡小跡地保存の会の会長のお話によりますと、保存会の会員は、周辺の100戸余りの地域の方々がその役割を担っておられるとのことでした。

また、県北では、地域おこし協力隊が多数活動を行っており、旧上岡小学校でのアート展示では、開催期間中65日間、どなたかが駐在し、また、地域おこし協力隊のフェイスブックにおきまして日ごろの活動に加えて発信を行っておられました。

視察当日おられた協力隊員は、千葉県出身の女性で、日ごろはイベント型森のようちえん、野外体験企画立案等を仕事とされているそうです。芸術祭では、展示物の搬入、受け付け、ガイド、作品説明、町の名産品の販売など、保存会の方々、地域おこし協力隊メンバー、一般応募サポーターが連携して運営を行っておられました。

続いて、常陸大宮市の道の駅「かわプラザ」、こちらの視察を行いました。この芸術祭のインフォメーションセンターが屋内にあり、サポーターが対応しておられました。アート作品の展示とともに、この道の駅については、次の特徴がありました。

前述のインフォメーションセンターなどの情報発信施設に加えて、幹線道路沿いにある道の駅としての防災拠点機能です。災害時の地域住民の避難、情報収集を行える場所として、備品保管倉庫、緊急時のトイレが使用可能であること、ドクターヘリポート、災害用井戸、非常用発電機、電気自動車充電施設があり、日ごろの集いの場所として、また災害時の拠点として、今後重要な役割を果たしていくと思われました。

今回は4カ所のみのお会場視察でしたが、ほかにイベントとして、全域でのカレーキャラバン、想像上のまち常陸佐竹市を立ち上げての祭りプロジェクト、それから印象的でしたのは、日立市でのエレクトロニクス・ファンタスティクスという、不要になった電化製品を使って新しい楽器を創造するというものでございました。ブラウン管ガムラン、これは前身のテレビジョンとインドネシアの民俗音楽との融合、扇風琴、これは扇風機と日本の楽器との融合、不要になった電化製品をアートと結びつけた印象に残ったイベントでございました。

全般的に先進的なアートといえますと、わかりづらい面が正直ございましたが、東京芸術大学、筑波大学、茨城大学といった国内の大学、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナムといった東南アジアの大学が協力したグローバルな芸術祭でもあり、同時に、県北の5市1町の魅力を発信するというローカルなイベントでもありました。

文化や生活のグローカリゼーション、これは造語ですけれども、Think Globally, Act locally, 世界的に物を考え、地域的に行動する、その第一歩という意味では、地域視点で行動するという本質的な意義は発揮されたイベントだったのではないかと推察されます。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午前11時54分開議

○議長（井原正光君） 再開します。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成28年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月6日から本日までの7日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案を申し上げた全案件について、原案のとおり可決並びに承認をいただいたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中、7日、8日、9日の3日間にわたり行われました一般質問、また、本日の議案審議の過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考とさせていただきます。

今定例会の冒頭でも申し上げましたが、現在、今後の海外経済の動向による国内への影響も懸念されている中、町では来年度平成29年度の予算編成作業を行っているところでございます。

当町においても、行政サービスを進める上では、地方交付税、また町税等といった一般財源の安定確保は大変重要なことであり、また、将来のサービス需要を見据えた財政の健全化を視野に入れた予算編成は当然重要不可欠なことであります。

現在、町民の元気を利根町活性化の大切な資源として捉え、若者のやる気と元気を最大限に活用するための新プロジェクトの検討に入っておりますが、引き続き利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少の緩和や若者の移住・定住を図るとともに、平成29年度は総合振興計画第4期基本計画の最終年度でもございますので、「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」を目指した施策を着実に実行していきたいと考えているところでございます。

本年も間もなく終わろうとしております。年度末に向けて、残された事業でございますが、気をさらに引き締め、着実に実行に移すことで、全事業実施を全うしたいと考えておりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力を心よりお願いを申し上げ、今定例会閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、今定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成28年第4回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成29年第1回議会定例会は、平成29年3月1日水曜日の開会を予定しております。お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 今井利和

署名議員 若泉昌寿